平成21年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【3 年 標 準 型】

小論文試験問題(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で 15 ページである。解答用紙は、全部で 7 ページである。問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- **3** 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名及び受験番号を、2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- **5** 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験 受験票」を出しておくこと。

第1問

本年6月8日、秋葉原で25歳の男性がトラックで歩行者天国に突っ込み、通行人をは ねたうえで、通行人や警察官を次々に刺し、7人が殺害され、10人が重軽傷を負わされ るという事件が発生した。

文章 - Aは、この秋葉原の事件や、翌7月22日に八王子市の書店で店員1名が殺害され、客1名が重傷を負わされた事件を含む、最近の社会状況についての時評(佐野眞一「無差別殺傷事件の裏側に見えるもの」中央公論2008年9月号)であり、文章 - Bは、秋葉原の事件に焦点を絞った論評(北原みのり「男の暴力 秋葉原無差別殺傷事件に思うこと 」世界2008年8月号)からの抜粋である。また、文章 - Cは、秋葉原の事件の加害者と、7年前の、大阪教育大学付属池田小学校で児童8人が殺害され、児童と教員を含む15名が重軽傷を負わされた事件の加害者とを比較した論評(片田珠美「『コピー&ペースト』型大量殺戮の恐怖」諸君2008年8月号)からの抜粋である。これらの文章を読んで、次の2つの問いに答えなさい。

問1 文章 - Aを手がかりに、「秋葉原の事件は格差社会が引き起こした犯罪である」とは、どのような内容の主張であるかを明確にしたうえで、文章 - Bの著者と文章 - Cの著者は、この「秋葉原の事件は格差社会が引き起こした犯罪である」という主張に対して、どのような立場をとっているかを説明しなさい(600字以内)。(配点 = 20点)

問2 「秋葉原の事件は格差社会が引き起こした犯罪である」という主張を前提にした場合と、文章 - Bの著者の立場に立った場合と、文章 - Cの著者の立場に立った場合とで、「秋葉原の事件と同様の事件が繰り返されることを防ぐために我が国の政府がとるべき方策は何か」という問いに対する答えがどのように異なってくるかを説明しなさい(800字以内)。 (配点 = 30点)

文章 - A

東京・八王子でまた無差別殺傷事件が起きた翌日(七月二十三日) NHK ニュースのコメント取材を受けた。私は仕事場にビデオ撮影に来たスタッフにおおむね次のような話をした。少し長くなるが、テレビではほんの数秒しか流れなかったので、この機会に紹介しておきたい。

「メディアは六月に起きた秋葉原の無差別殺傷事件を引き合いに出し、異常な事件だと報じました。逮捕された三十三歳の容疑者は『仕事がうまくいかず、むしゃくしゃしてやった。誰でもよかった』と供述しているそうですから、異常な犯罪には違いありません。 突然、見知らぬ男に命を奪われた女子大生の無念さは察するにあまりあります。

しかし、メディアは事件の異常さを強調するあまり、いま日本社会の底に分厚く堆積している絶望感と殺意の感情に向き合っているとはいえないのではないでしょうか。三月に茨城県土浦市で起きた無差別殺傷事件で、容疑者が捕まって死刑になりたかったと供述しているように、この種の事件は自殺衝動と見えない地下茎で繋がっています。

自殺するかわりに人を殺す身勝手さは絶対に許せるものではありませんが、日本の自殺者は一〇年連続で三万人を上回る異常事態となっています。東京の中央線では飛び込み自

殺によって電車が停まるのはいまやあたりまえの光景となっています。恐ろしいのは、それをいつしか異常と感じなくなってしまった日本人の感覚の麻痺です。

八王子の事件もすぐ忘れられ、同様の事件が起きてマスコミはまた大騒ぎするでしょう。 その死の連鎖にあまりに無神経な報道姿勢に、私は違和感と怒りを覚えるのです。

死者の数だけでいうなら、三万人の自殺者という数字は、阪神・淡路大震災(死者・約六四〇〇名)規模の大地震が、一年に五回、一〇年で五〇回も起きている計算になります。 作家の辺見庸さんは、これはもう長期の"内戦"といってもよいのではないか、と述べています。日本社会の底は完全に抜けてしまったと言っていいでしょう」

私が特に奇異に感じるのは、識者や街の声を集めるだけで、こうした"内戦"状態を一〇年間も放置してきた政治家の責任を問うマスコミがまったく見あたらないことである。彼らは相も変わらずブラウン管のなかでへらへらと笑っている。

私が、将来に何の希望も持てず、人間の尊厳を失って暮らす層が日本社会の底辺に広範に存在していることに初めて気づかされたのは、給食費などの就学援助を受ける小中学生が五万人にも達した東京の足立区を歩いてルポしたときだった。

それからわずか二年後に、小林多喜二の『蟹工船』がベストセラーとなり、無差別殺傷事件が頻発する世の中になろうとは想像すらしなかった。

現代日本社会を覆う病理の深刻さは、貧しくはあっても、社会や家族との関係だけはそれなりに結べていた昭和二十~三十年代の生活とは違い、家族や社会との繋がりを失ったまま貧困生活に突き落とされる若者たちが激増していることである。

定住先も決まった勤めもなく、漫画喫茶などで寝泊まりするいわゆるネットカフェ難民 は、その象徴である。日本社会はいま、孤独な貧困社会に急速に変貌している。

格差社会とは、一度落ち込んだら二度と這いあがることができない社会のことである。 社会に希望と活力をもたらす流動性が完全に停滞してしまった社会といいかえてもよい。

自分は生きている価値もないと感じるその日暮らしの若者たちが増殖する一方、本来なら彼らに救いの手を差し伸べなければならない政治家の世襲化はさらに強まり、これもまた日本社会の閉塞感を生んでいる。

この国の将来に対する想像力も責任感もほとんど感じられない彼らののっぺりした顔つきや、すべて人ごとのような物言いは、政治家の"家業化"と無縁ではない。二〇〇三年現在、自民党衆議院議員の五一・六パーセントは二世、三世議員で占められている。

血縁なしには代議士になるのが難しい、淀んで閉鎖的な社会構造は、教育界にも通じている。小学校の女性校長が長男と長女を教員採用試験に合格させるため四〇〇万円を渡した大分県教育委員会の不祥事は、氷山の一角にすぎないだろう。

無差別殺傷事件の裏側には、個人の歪みだけでなく、国と社会の病理も垣間見えるのである。

文章 - B

〔前略〕

大変な衝撃を与えたこの事件。毎日、少しずつ加害者の男の顔が明らかになってゆく。 厳しくしつけられ成績がよかった子ども時代。青森県有数の進学校に進むも平凡だった成 績故に希望の大学に行くことを諦めた挫折。短大から四年制への編入も希望したが叶わず、 短大を卒業。卒業後は複数の人材派遣会社に登録し、職場を転々とした。一度運送会社に正社員として雇用されるが、五ケ月ほどで辞める。それが去年の九月だ。その後、一一月から静岡県の関東自動車工業富士工場で働く。正社員なら月給三五万円に四ケ月分のボーナスが出るところを、派遣社員は時給一三〇〇円。平均二二万円ほどの給与だったという。いくら働いてもキャリアにはならず、三ケ月おきに更新を迫られる不安定な状況で、男は次第に追い詰められていった。片時も手放さなかったというケータイに不安な気持ちを書き綴ってゆく。

「三〇〇人規模のリストラだそうです やっぱり私は要らない人です」(五月二八日)事件の三日前、作業服がないと大声を出してわめき、その日から会社に来なくなってしまった、というのは繰り返し報道されている事実だ。彼が自分の作業服を「見落とした」のか、ほんとうに「隠された」のか、どちらにしても事件の「引き金」になった。彼の不安定な雇用状況から、専門家やコメンテーターは「格差社会」の問題を挙げている。先日死刑が確定した池袋無差別殺傷事件の犯人は、貧しさのため、大学進学が叶わなかった。コンプレックスを激しく抱き、携帯電話に無言電話がかかってきたことでバカにされていると思ったことが事件の引き金になったと報道されたが、その時には格差社会なんて言葉はなかった。

また、下関で五人を殺害した男は一級建築士の資格があったが、不況でほとんど仕事がなく廃業状態だった。当然、「逆恨み」の反抗と呼ばれ、社会責任など語られることはなかった。池田小学校事件の宅間守は、その暴力に満ちた家庭や生い立ちの悲惨さは語られても考慮されることはなく、ただただ鬼畜として、あっという間に死刑執行された。そういう意味で、これだけ残酷な事件を起こした加害者に対し、「格差社会」という背景を探ろうとするマスコミ報道は、今までの「殺人事件」に対する視線とは違うようにみえる。

確かに、一度振り分けられてしまった階層から抜け出すことができなくなっている経済システムや、人を物のように使い捨てする労働条件に巻き込まれた「若者」たちは、仕事に希望をもつことができなければ、未来の生活を描くこともできないだろう。さらにこの男は、もてないことをさんざんケータイに打ち込んでいる。不細工で学歴がなく金もない俺、結婚もできずに家庭をつくることもなく、いつホームレスになるかもしれない俺、だ。

この男の「負け」感は、決して素っ頓狂な自己憐憫ではなく、同じように不安定な雇用 状況にいる多くの若者の代弁であろう。そしてこれが「格差社会」が引き起こした事件の 形であることも一つの真実だと、私は思う。

だが。だが、なのであるが、私には複雑な気持がどうしても拭えない。テレビで取材を受けていたワーキングプアに関する専門家は容疑者に「さん」づけして話していた。信じがたかった。女性の市民運動家が「彼の孤独の深さにぞっとする。社会が生み出した犯罪だ」というようなことを書いているのを読み、鼻白んだ。「日本社会は崩壊する! 格差を是正しろ!」と叫ぶ男性コメンテーターに辟易した。作業服がなくなり大声を出した、というエピソードにいたっては、全く同情できないどころか冷笑した。

もちろん格差社会は大変な問題だ。でも、どうして誰も大きな問題にしようとしないのか。「なぜ格差社会が暴力に向かうのか」ということを。そのことに、私は立ち止まっている。「バカにされた」という男の悔しさが、暴力で発散されるという「道のり」の理解不能さに、なぜもっと悲鳴をあげないのか。今回真っ先に取られた「対策」は、「秋葉原の歩行者天国の中止」だった。冗談じゃない。「男の暴力対策委員」を真っ先につくれ。そんな思

いでいっぱいになるのだ。

なぜ、男は怒りを暴力で発散するのか。なぜ男は悔しさで大量殺人を行うのか。なぜ男は「バカにされた」ことを引き金に、人を殺すのか。

〔中略〕

「女」が味わってきた「悔しさ」を、若い男たちが味わっている。学歴があろうとなかろうと、女が企業に大切にされ続けるのは男に比べてずっと難しい。賃金差別を平気で行う会社はいまだにあるし、成人女性の六割は仕事をしているが、その半分以上は派遣労働者だ。働いたってキャリアにならず、使い捨てられることに女は慣らされている。慣らされるどころか、女は気楽でいいな、夢のために働けていいな、と「うらやましがられる」おまけもつく。そうそう、時には「産む機械」とか「子どもを産まない女に年金は必要ない」とか政治家に言われ、国家的に「バカ」にされるのが女、である。

この世の中を持つ者と持たざる者にわけるとすれば、持たざる者の多くは圧倒的に女が 占めているのだ。そこに「若い男」が加わった。いかに女が今まで、大人しく、悔しさを 噛みしめ、「バカにされているのに」暴力を振るわず、従順に生きてきたことか。男であれ ば「ツナギがない!」とキれ、「バカにするな」と人を殺した人物が登場し、「社会問題」 になるような深刻な格差を、女はずっと生きてきている。

〔後略〕

文章 - C

〔前略〕

二人とも、いわば典型的な大量殺人犯なのだが、ともに他責的であることがとくに重要であるように思われる。なぜ、こんなにも責任転嫁するのであろうか?

まず、自己愛が強すぎるために、「これだけでしかない」自分に滞足できず、「もっとやれる」はずの「イメージ上の自分」と「現実の自分」との間のギャップを受け入れられない。「イメージ上の自分」とは、自分だけの空想の中で育ててきた自己愛的なイメージであり、幼児的な万能感が存分に投影される。それに対して、「現実の自分」があまりにも卑小であり、低い自己評価しか持てない場合、自己愛的万能感と低い自己評価との間に大きなギャップが生じるわけである。

このような自己愛的万能感と自己評価の深刻な乖離は、思春期、青年期にしばしば認められるのだが、最近は一層深刻になっている。たとえば、自己愛の傷つきに過敏で、自己愛が傷つくことをおそれて自室という安全地帯に退却してしまったのが「ひきこもり」である。また、他者による拒絶をないものと、あるいは「愛情の裏返し」などと歪曲して思いこみ、拒絶による自己評価の低下をも否定してしまおうとして、そのための試みを執拗に繰り返すのが「ストーカー」であると考えられる。そして、既存の社会秩序の枠組みの中では自己愛的万能感を維持するのが困難になって、自己愛を脅かすすべてのものを攻撃して破壊し、社会規範そのものを無価値化してしまおうとする行為が非行、犯罪なのである。

成熟して大人になるということは、ある意味では自己愛の傷つきの積み重ね、つまり誇大的な自己イメージを喪失していく「断念」の過程でもあるわけだから、それを拒否している彼らに認められるのは「成熟拒否」である。この「成熟拒否」の背景にはさまざまな

要因があるが、社会全体のベクトルが「成熟拒否」を容認する方向に向かっていることも 重要な要因の一つではないか。

少子化の影響で、親の一人一人の子供への熱意、愛情、あるいは期待はより濃密になりつつある。親の期待とは、親の自己愛 とりわけ傷ついた自己愛 の再生にほかならないので、親からの期待が大きいほど、子供は親の自己愛の影をひきずったまま思春期を迎えることになりやすく、自己愛的万能感から抜け出すことが困難になるのである。

また、わが国の現在の教育システムでは、「平等」という理想、皆同じがいいというタテマエのもとに、「誰でもやればできる」という幻想が浸透しているために、子供たちは自己愛的万能感をいつまでもひきずったまま成長していくことになりやすい。その背後には、歴然とした学歴社会、競争社会が存在しており、「差異化」「選別」が容赦なく行われているというのに。

さらに、インターネット、テレビゲーム、ビデオなどの仮想現実に没頭することによって、若者たちは他者が介在しない「自分中心」の世界に閉じこもり、自己愛的万能感を際限なく肥大させていくことになる。加藤容疑者の「携帯依存」は自己愛の補完のためでもあったのではないか。

現在、日本では明らかに、社会全体のベクトルが「成熟拒否」の容認の方向に向かっている。その結果増えているのが、自己愛的万能感の際限なく肥大した若者であり、受験や就職などの際に現実の卑小な自分と向かい合わざるをえなくなると、すぐに傷ついて、まいってしまう。

いい年をした大人の中にも、強すぎる自己愛ゆえか、仕事上の失敗や上司からの叱責、あるいはさまざまな重圧に「打たれ弱い」人は結構いる。

彼らは、自己愛的イメージと現実の自分とのギャップに直面すると、悩んだり、落ち込んだりすることを回避するために、他者に責任を転嫁して手っ取り早く乗り越えようとする。責任転嫁は、加藤容疑者のように「親のせい」、宅間守のように「三番目の妻のせい」、あるいは「教師のせい」「上司のせい」「社会が悪い」というような形でなされることが多いが、こうした傾向はいまや社会全体に蔓延しているのではないか。「上司が理解してくれない」と出社拒否をする新入社員、何でも学校のせいにして因縁をつけるモンスターペアレンツなどが、その典型である。したがって、加藤容疑者や宅間守の他責的傾向も、社会全体の責任転嫁の傾向を拡大して映し出した戯画にすぎないのである。

もっとも、世の中のほとんどの人々は、いくら他責的であっても、大量殺人など犯さないわけで、大量殺人犯には、もう一つの要因が顕著に認められる。「投影」である。「投影」とは、自分の内部にあることを認めたくない資質、衝動、感情、欲望などの「内なる悪」を、外部へ投げ捨て他者に転嫁しようとする心の働きである。被害妄想や恐怖症などの症状が出現する際に必ず認められるが、それだけでなく、嫉妬や迷信、神話などの形成過程においても重要な働きをしている。

自らの過ちや欠点と同じものを他人の中に少しでも感じ取ると、激しく非難、攻撃するのも、この投影による。自らの内なる悪を外部の他者に投影して激しく攻撃すれば、そのようないまわしいものが、自分自身にはないかのように振る舞えるわけだから。

大量殺人犯は、長年にわたる強い欲求不満ゆえに、抑うつ感や自殺願望を抱いていることが少なくなく、自らの内なる悪を消そう、抹殺しようとする衝動が生じやすい。この衝

動が、自分自身への攻撃性、つまり自殺企図や自傷行為という形よりも、むしろ他者への 攻撃性として表われることが多いのは、この投影のせいである。自らの内なる悪を外部の 他者に投影して、それを追い払おうとするからである。

「誰でもよかった」という動機から無差別大量殺人が引き起こされることが多いのも、この投影ゆえである。投影によって、自らの内なる悪を転嫁する対象が、特定の相手から不特定多数の他者へ、さらに特定の集団から社会全体へと広がっていき、復讐願望も募って、犯行に至ることになる。読売新聞の報道によれば、加藤容疑者は事件数日前、リストラを進める派遣先に対して「トラックを借りて工場を封鎖し、嫌がらせをしたい」と同僚に話しているし、宅間守も「元妻や父親に対する恨みや学歴コンプレックスから、社会や世間に仕返ししようと考えた」(検察側の冒頭陳述)からこそ犯行に及んだのであり、復讐が主要な動機になっている。

つまり、大量殺人犯は内なる悪を自分自身で引き受けることに耐えられず、外に投げ捨て抹殺してしまうことによって社会に復讐しようとした人たちなのだと言えるだろう。

現在の日本社会は閉塞感に覆われており、欲求不満や孤立感を抱えた若者であふれている。強すぎる自己愛ゆえに、自己愛的イメージと現実の自分とのギャップを受け入れられず、責任転嫁する人々も多い。武器の入手はますます容易になりつつあり、やたらにまねる傾向も強い。それゆえ、同じような事件がいつ、どこで起こってもおかしくないことは、最後に強調しておきたい。

第2問

文章 - A(内田義彦『読書と社会科学』岩波書店・1985年)および文章 - B(江 渕崇「『ワンルーム』迷惑?」朝日新聞2008年7月8日)を読んで、次の2つの問いに 答えなさい。なお、いずれの文章も、出題に際し、一部省略した箇所および表記を変更し た箇所がある。

問 1 文章 - Aの下線部にある「自然法という思考」とはどのようなものか。 4 0 0 字 以内で説明しなさい。 (配点 = 3 0点)

問2 文章 - Bで述べられている東京都文京区の「ワンルームマンション条例」の是非について、文章 - Aの著者の主張を踏まえたうえで、800字以内で述べなさい。

(配点=20点)

文章 - A

近代自然法という考え方のもつ大きな意味は、それが現在もっている評価は別として、少なくとも市民革命期という時点でもっていた歴史的意味に関する限り、だれもが認めるところで、ですから、高校の教科書にもいろいろ出ております。で、諸君も少なくとも名前くらいは十分御承知のはずです。名前だけではなくて、その大要も、その時代の歴史的状況とともに 思い出そうとすれば 案外と知っているものです。それ(脳中にすでにあって眠っている既知のもの)をできるだけ動員するように努力しながら聞いて下さい。

.....

......思想の科学研究会編の『哲学・論理用語辞典』(増補改訂版)という辞書があります。その中から......「自然法」「実定法」という関連のある項目を引用しておきます。

.

【実定法】 positive law 社会のうちで実際におこなわれている法律。自然法に対する。普通われわれが国家の法律として認めているのはみな実定法だが、成文法だけでなく、慣習法もこのうちにふくむ。実定法の特徴は、(1) その集団全体、または一部の人々の意志により制定、変更、廃止できる。(2) それに対する違反は、体刑、罰金など、何らかの社会的権力にもとづく制裁を受ける、という実力的な担保がある。(3) 時(時代) 場所(国家、地域)による制限があり、ある実定法がどこにでも通用するわけではない(日本の法律は日本だけしか通用しない)。これは実定法が、それぞれの社会的条件、必要性にもとづいて制定される、という事情にもとづく。

【自然法】 natural law 人間のさだめた実定法に対するもので、もっとも普遍的で正当であり、実定法の基礎となる法。自然というのは、(1) 普遍的だから自然だ、というのと、(2) むかし人間どもが国家などをつくらず自然状態にあったとき支配していた法、という二つの意味がある。ギリシャ時代からこの考えはあったが、ルネッサンス以来思想史上大きな意味をもってきた。現世・現在の国家権力による圧制に対してそれは不合理だ、自然法ならこうなるべきだ、自然法とちがうからこの法は正しくない、と現実の法に批判を加え、国家権力をハネカエス理論的根拠につかわれた。

これで自然法という考え方の一応の整理ができました。自然法、実定法という枠組みを 使って当時、現実の法を批判し、「国家権力をはね返す理論的根拠」を提供した。こういう ことですね。

がそれはまだ、(当然のことですが)ヨーロッパの市民革命期という、われわれの国、われわれの時代とは直接関係のない歴史的事情のもとに生まれた自然法という考えの、それも外からの、そのままでは自分の眼とは相まじわることのない筋書きみたいなものです。……自然法という考え方を実際に使ってみて、それが、われわれがいま自分の眼でものを見る手段、すなわち自前の概念装置としてどう役立つかを確かめる。確かめながら身につける実習をしてみましょう。

自然法とか実定法とかいうことばは、学者の専門語・学術語でありますけれども、その中に法ということばが含まれていまして、その法ということば自体はふつうの人がふつうに使う日常語であります。日常語のなかでも、もっとも一般的なことばの一つでしょう。

.

まず最初に、法という同じ日常語のなかに、定義を明確にしてみると全然別な二つのものが含まれているということの発見からはじめます。

.

法学部の学生を前にして、法という言葉で何を連想するかと聞くと……あがってきたのは、民法、憲法、訴訟法という用例です。今日でいえば、道路交通規制法のようなものも当然あがってくるでしょうね。いまではもう、そうでもないのかな。とにかく、法律に関する言葉がたちどころにあがってきた。全部が全部そうでした。他の用例は全然でてこない。

ところが、同じ時東京工業大学で同じ質問をしたところ、反応が全然ちがうんです。全くちがった答が返ってきました。もっとも、「法」という日本語ではピンとこないらしくってとまどっていたんですけれども、「ロウ・オブ・・・・・・という言葉で何を思い浮べますか」と聞き直してみると……、落体の法則とか、その他いっぱいありますね、自然科学には。法則という形の秩序。いろいろな法則の名が……たちどころに出てきました。全部が全部そうで、法学部の学生があげたような用例は全然出てこない。ロウ、すなわち法とは、ここでは法則であって、自然科学を勉強している学生にとっては、法といえば法則あるいは法則的な秩序(だけ)です。法律という形の法秩序(だけ)を考える法学部の学生とは全然ちがう。

……同じ「法」という言業が、法律を専攻している人と、自然科学を専攻している人とでは全然ちがった了解事項をあらわす言葉として日常語的に使われている。法律と法則。あるいは法律という形でとらえられる秩序と法則的進行という形の秩序。この二つが法という同じことばにそれぞれ結びついております。しかも、それぞれ排他的です。法学専攻の人には法といえば法律で、法則を思い浮ばないし、工学専攻の人には、法といえばすなわち法則いがいの何ものでもない。人間が守るべきルールは何かなんてことを考える、その側面で法ということばとかかわりをもつということはないんですね。法とか倫理にかかわりなく、もっぱら法則の探究をやる。

今日では経済学部の諸君も、もし私が、ロウ・オブ・・・・・・と誘導をまじえて質問した なら、工学部の学生と同じように、ロウ・オブ・・・・・の法、すなわち法則だけを思い浮 べるかもしれませんね。もっとも同じ法則といっても自然法則ではなくて社会的経済的な 法則でしょうけれども。そうした社会法則だけをあげる。それだけ経済学も専門的になっ てきております。

専門になずんでおりますと、専門に即した専門的な思考が世界での常識になり、専門語が日常語化して無意識的に使われます。そこから出ることは思いのほかむずかしいんです。で、専門の学の外に一度出てみる。専門の学である法律学にも自然科学にも、社会科学にも関係のないふつうの人.....のあいだではどうか。

……ここでは法は、人が生きるために何らか従わなければならないもの、として考えられていますね。わがまま勝手にふるまっちゃだめで、法によらなければ生きられないという。

が、なぜ、わがまま勝手をすてて法に従わねばならぬかという理由あるいは根拠は、いまいったようにはっきりしない。はっきりしないまま、とにかく法には当然従うべきだというかたちで法が考えられています。それで、結果として、現世の掟、ポジティブな法がすべて等しなみに守られるべきものになっている。それでいいのか。

すべての掟、法が善法であるならそれでいい。が、世には善法と同時に悪法もずいぶんとある。法のなかにまぎれこんでいる悪法を見さだめ、法をただす、あるいは、そういう悪法を生み出している政治体制をただす基準と方法は何か。自然法、実定法という枠組みは、日常語のなかに無意識的にある法を意識のもとに引き出し、それを分析しながら、あるべき法、守るべき法は一体何かを明らかにするためにつくられたものです。

......こういう(自然法・実定法という)枠組み、概念装置自体は近代にはじまったもの ではなくて昔からある。昔からあって、古代を、あるいは中世を支える学問を生んでいた。 近代の自然法学者は、その同じ思考法をとりながら、これを逆手にとって、近代を支える 法の原理を明らかにしたわけですが、ケネーやスミスなど体系的な経済学者たちは、現実 の法を批判する根拠としての本来「あるべき自然な法」・自然法という考えをとり入れなが ら、その(自然法の)根拠として、そのまた奥に経済の自然法則 人間と自然との物質 代謝を規定する法則 という考えを入れた。そして、そこから 経済の自然法則に根 拠を置いた自然法に合うか合わぬかという観点から 現世に支配している実定法を批判 した。それで、経済学者の自然法には、あるべき法としての自然法の奥に、「実在する自然 に内在している法則」・自然法則という、ある意味では 法学の考え方からすれば しろ古い自然法を思わせるようなものが、つよく表にあらわれておりまして、同じ近代自 然法に属しながらも、ちがった趣きを呈しています。

.

では、法律と法則はどうちがうか。経済学者が設けたチェック・ポイントを使って、そのちがいを明らかにしてみましょう。

第一に、法の制定者。ある一定の法が存在している理由を人間の行為になぞらえて観念したところでとらえると、法をつくった人という形になるわけですけれども、その制作者という面から、法律と法則をくらべてみます。

ナポレオン法典などといいますね、法律の場合。ナポレオンの名をもつ法は、ナポレオンによって生まれた。それ以前には存在していない。一般化していうと、法律という意味での法は、国法の場合主権者によって制作され、その内容もまた主権者によって規定され

ている。主語をさかさまにしていうと、主権者が法をつくった。法の制作・制定者は主権 者です。

もっとも、法の制定者たる主権者が、王様である場合もあり、人民であることもあるわけで、その意味では、法を制定する者が主権者だといっていい。そして、そこで、だれが主権者かという、政治的に重要な問題が生じるわけですけれども、主権者がだれであれ、要するに法律としての法の制定者は主権者ですね。法は人間である主権者によって作られ、その内容もまた規定されている。

そこで、第二のチェック・ポイントに移ることにしますと、法律にそむくとどうなりますか、その効果。

.

……法律にそむくと罰せられる。それが……法律である法(実定法)の効果ですね。さきほどからの話を要約すると法律は 第一に 主権者たる人間によって制定され、

第二にその適用は強制力を持つ。つまり、違反すると罰せられる。

という簡単明瞭なことをまず法律についておさえた上で、つぎに、法則についてはどうか。同じ二つのチェック・ポイントで、法律の場合と比較しながら確めてみましょう。

まず、法の制作者の側から。といっても法則あるいは法則的秩序の場合は制定者はありませんけれども、法律と比較可能な形で問うとこういうことになります。

自然科学の場合にも、法律の場合のナポレオン法典みたいに、人の名前のついたものはいっぱいあります。たとえば、メンデルの法則とか・・・・・。ニュートンとかガリレーのような大物になると、かえって法則名に直接人名が顔を出さないようですけれども、人名を出してもおかしくないですね。

が、その法則は誰がつくったか。ニュートンとかガリレーといった、ナポレオンにも比すべき大物の場合でも、ニュートンあるいはガリレーが創作したのでないことは明らかでしょう。創作したのでなく発見した。ニュートンあるいはガリレーの前から、いやそのはるか前、人類が存在する以前にさかのぼって既にあるものを発見したにとどまる。

人間である主権者が創作した法律とはちがって、自然の法則的秩序は、人間の以前に人間の意思から独立して存在するものである。 このあたり、微妙なところですが、大すじを押えるのに邪魔ですから、いまは深入りをさけておきます。

ケネーとかスミスとか、その時代の人は、制作者という考えを導入して、神さまが創造 したと考えた。

天地創造のみぎり、神は、六日間かかったらしいですけれども、天地万物を一定の法則を与えてつくった。それ故、天地万物は法則にしたがって規則的に進行する。奇跡は創造の瞬間に一回だけあり 「最初の一突き」といいます 、あとは、天地万物すべて法則どおりに進行する。その法則的秩序に人間は主権者といえども従わなければならない。こういう形で法則の制作者を考えたわけです。

• • • • •

次に 第二のチェック・ポイントに移りますが 法則に従わなかった場合、どうなりますか、その効果。

法律の場合は罰せられましたね。法則の場合は・・・・・?

そう。うまくことが運ばない。違反しても処罰されはしないが、わがまま勝手じゃ立て た目的が達せられないわけね。魚釣りでもそうだし、飛行機だって落っこっちゃいますね。 法則無視のでたらめをやると。落ちるというより、もともと飛ばない。......

.

こういうふうに 自然法という概念装置を使って 分析をしてみますと、同じ「守るべき法」といっても、その守るべき根拠がまったく違うということがハッキリしてきますね。

以上、法律と法則の違いを鮮明にするために、便宜上、実定法の名で国家の法・国法だ けを考えたわけですけれども、いまあげた二つのチェック・ポイントに即して考えてみる と、法律的な性格をもつもの、 人間によって制定されそれに対する違反は社会的に制 裁をうける、つまり強制力をもつもの は、国法に限らない。国家の中にはいろいろな 小集団があって、その小集団には、それぞれ従うべき「さだめ」とか「きまり」「おきて」 みたいなものがある。その「おきて」や「きまり」にしたがわないと罰せられる。それも、 から罰せられるだけでなくて、村八分というかたちで周囲の同 上位の人 お偉ら方 じ仲間のものから袋だたきにあうというような経験は、われわれみんなもっていますね、 何らかのかたちで。集団のもつおきて。その集団のおきても、国法ではないが、強制力を もつ「実定法」として、ある場合には国法よりも強い力を現実にもっています。何しろ、 われわれは、直接には、さまざまな集団のなかで生活をしているわけですからね。集団の おきてにさからっては「生きてゆく」ことができない。で、国法だけではなく、集団のき まり・戒律もまた、実定法のなかにいれて考えなければならない。

ただ、国家の法である法律は、同じ実定法でも集団のコンスティテューションの上に立ち、より強い普遍的な強制力を与えられています。少くとも現在では集団のコンスティテューションの一部は国法によって否認される。差別を是認する集団慣行は国法によって否認されるわけですね。少なくとも建て前としては。そこに実定法のなかでも国法のもつ特殊な重要性があります。もっとも、もともと、昔からそうだったんではなくて、歴史的に、絶対主義を媒介にして近代国家が生れるときに、そういう意識が生れ、そうなった。近代自然法は、そういう状況の下で生れたものですから、この流れの学者は、実定法のなかに国法以外のものも入れながら、とくに重要な国法に焦点をおいて研究をし、発言しています。しかし、われわれとしては、国法以外のものをも想念のなかに入れて彼等の発言を読んだ方が、自然法という思考様式の理解がより具体的になって有効だろうと思います。

法則の場合もそうで、いまは法則の名で自然科学的なものだけを考えましたけれども、 これも、いまあげたチェック・ポイントに即して考えると、自然法則だけではなくて社会 的な精神界の法則も含まれています。

.

……ふつうの人間の意識の中では、この二つの、全く性格のちがった二つの「法」が、ひとしなみに「守るべき法」として混然と存在していまして、それによって、事実上すべての実定法が、結果として守られています。それでいいか。すべての法が良い法なら、まあ、いいでしょうけれど、その保証はありませんね。いつの時代にも世の中にはずい分と怪しげな法が、法の名で存在し強制力をもっています。

国法という大上段なところでなく、日常の小集団の「おきて」がそうでしょう。

……何事にせよおよそ一事を修めるには一定のマナー、方法や態度が必要ですけれども、 お前このごろ態度が悪いぞなんていって凄まれる雰囲気の下では、私など気の弱いものは 勉強らしい勉強ができなくなります。どこまでが、勉強の場として、本来の意味での勉強をすすめる上に必要な……秩序であるか。というような日常茶飯事を考え合せながら、国家の法・国法についてみると、国法にも随分怪しげな……法が、法の名で強制力をもっていますね。

といって、強制力をもった法のすべてを、人間的自由の名において廃止することも不可能でしょう。運転マナーの悪い人が一人いると、迷惑をするのは一般の通行人ですから。 そこのところをどう腑分けしていけばいいか。

ケネーやスミスなど創成期の経済学者たちは、近代自然法という法学や政治学の領域で生れた考えを大枠として使いながら、人間が集団を作りながら自然との間に持つ物質代謝過程という側面に焦点をおいて、この問題を追求してゆきました。ですから、そこには経済学者に独自な点と、自然法学者に共通する点の双方があるわけですね。

.

実定法は、人間たる主権者がつくったものだが、自然法は人間ではなく神の創造物である。ということから自然法の原理的優位性(逆にいえば人間の制作物たる実定法の相対性)が前面に押し出されてきます。人間は何よりも、神の法である自然法を認識し、それに従わなければならない。それによってのみ神の意思を知り、それを実現することができる。自然法を無視して、教会のおきて通り神にお祈りをささげても、祈りは祈りにならない。神と神のおきては、神がその手の内を明らかに示す自然法則を、五官を通じて学問的に認識することによってのみ、認識しうるので、宗教的当為は宗教のみによっては認識もできず実行もできない。学問を通じて初めて神の意見を知り実現できるし、また、それによって人間的幸福を達成することができるだろう。その道は、可能性としては、すべての人間に開かれている。もともと神は、それに従うことによって人間が幸せな生活を送りうる、そういうものとして自然を一定の法則的秩序をもった天地万物を、また、自由な主体としての人間を

そういう意味で、自然法は客観的な法則であると同時に、本来従うべきものという規範的性格をもっている。しかし、その規範は、実定法の意味での強制的な性格をもっていない。すなわち、その違反は刑罰の対象にはならない。その遵守が自由意志に任せられた道徳的性格をもっている。

ところが、人間は一人で生きているのではなく、さまざまな組織・集団から入る社会生活を営んでいる。そしてその社会の成員の全てが自然法を知り、またそれに従って行動する保証はない。運転マナーの悪い車で他人が迷惑するという現実があるわけですね。人間が自由な存在であるという同じ理由から、自然法だけではなく、強制力をもった実定法の必要性がでてくるんで、実定法がないと、自然法そのものの実現が、社会的に不可能になる。

というわけで、人間は自然法とともに実定法に従わなければならない。ただし、もともと実定法は、神の法たる自然法が守られるために必要な補佐物なので、それ(実定法)は、当然に自然法を基礎にし、その実現を社会的に可能にするものでなければならない。とくに国法としての実定法は、さまざまな社会的慣行や規制の上にあってその改廃に関するものなので、その如何 自然法を基礎とするものであるかそれとも自然法に反するものであるか は、社会の、社会をなして生存する人間の存在にとって致命的なものになるだろう。というわけで、自然法の認識が実定法の批判的研究の眼目になってくるわけですが、

経済学者の場合、ここに人間と自然との物質代謝過程という観点が導入され あるいはその観点が前面におし出されてきて 神与の自然法則の認識が実定法批判の中心になることになります。自然法則をもとにした実定法が施かれている場合、人間と自然との物質代謝過程は順調に行われて社会は繁栄するであろうし、逆に、……自然法に反した実定法が施かれ、法則無視の法が強制力をもっている場合、社会は衰退するであろう。

というわけで、社会体の物質代謝の秩序的進行(エコノミー)の研究が行われ、経済学に結実してくることになりますが、その研究の端緒として、まず行われなければならないのは、一般の人々の常識のなかで未分化に埋まっているところの、法則と法律という二つの性格の違うものを、ハッキリとしたかたちでとり出すことでした。そういう思想的実験が行われなければならない必然性を、当時の社会はもっていた。

というだけでは、理解が外からのものにとどまりますので、自然法という概念装置が認識の手段として現実にもっていた意味を、われわれの立場で、われわれがいま当面している現実に即して理解するために、もう一つ実験をしておきます。

いま、ここでみんな椅子にすわって講義を聴いていますね。それはどういう理由ですか? 椅子があるから。

なるほど、うまいことをいうね。そこに椅子があるから、か。だれかの名言を使って切り抜ける、わかった形にするという技術は、さすがに大したものだ。が、もう一つ考えてみると 学者はくどいものですから なぜ、教室には椅子があるんだろう? たしかに教室には椅子をおくしきたりになっていて、椅子のない教室なんて設計者はそもそも考えたこともないだろうけれども、だが、いかなる理由で教室には椅子をおくのか。といえば、最初のふりだしに戻ることになりますね。では、なぜ、すわって聴くのか。

立つと疲れるから。

そう。やっとという格好だが、まさしく、そうです。つまり、これは、やぼったく学者らしくいうと、自然法に従っているわけね。実定法に従っているわけではない。ぼくは別に講義を聴くものはすわって聴くべしとお触れを出したわけではないのだから。にもかかわらず、すわって聴くのは、その方が楽だし、話がよくわかって、「聴く」という目的にかなう。つまり、自然法に従ってすわっている。

というような話をしても、君たちは全然ピンとこないでしょう。どっちだっていいじゃないか。何のためにそんな分析をするのか。学者好みの概念いじり、という。

それは、そうなんだ。そう感じるのが、健康な反応です。それは確認しておきたい。だが、そう確認した上でいうんだが、概念的操作が「無用な概念いじり」になっているのは、何故か。ここで、自然法に反する実定法が施行されていないからでしょう。

もし状況を一変させれば、同じ概念的分析が「無用な概念いじり」ではなく、問題の発見と解明に重要な意義をもっている、そういうものとして自覚されてくるはずです。

.

自然法という概念装置は、古くまた粗雑なもので、そのままの形では、またそれだけでは、とうてい今日の間には合いませんけれども、われわれを取り巻く不透明な、意識しがたいさまざまな問題を問題としてとらえ、学問の領域におくりこむ上に極めて有効で、さまざまな……学問を生み出す豊饒な生産力をもつものとして、今日まだ意味をもっており

ます。......

.

……「椅子に坐ってきくかどうか」という設例も、考えてみるとまだ椅子にとらわれています。「椅子のない教室」というものがあってもいいのではないか。皆で平土間にあぐらをかいてきく。そういう場もある方がより有効に勉強できるということであるならば。それは研究課題でしょう。自然法的思考で考えれば。

というふうに考えてみると、<u>自然法という思考</u>は、まだまだ今日的意味をもっている。 むしろ今日こそといっていい。

といっても、むろん、自然法という素朴な概念装置だけでは、問題を学問的にとらえる 端緒が、可能性としてできただけです。問題はそこから始まる。そこに高度な、専門諸学 問にきく必要がある。が、あくまでも、それこそが基礎です。

その基礎をぬきにして、専門の高度な学問だけをやっても、学問はからまわりをするだけ。自分の学問として身についてこない。むしろ、今日の状況の下では、学問に身を売り渡し、あやしげな実定法が専門学問の名で横行することを許す作用を営んでいる。その傾向がいよいよ強まりつつある、と私は思うんです。

学問は、人間があい倶に真に自由な存在になってゆくために働かねばなりません。

文章 - B

1戸の専用面積が25平方メートルを下回るマンションは、原則として建てるべからず。東京都文京区は今月、こんな規制を盛り込んだ「ワンルームマンション条例」を施行した。

「25平方メートル」は、国の住生活基本計画が目指す単身世帯の最低居住面積の水準だが、家賃が高い首都圏で07年に供給されたワンルームの8割は25平方メートル未満。 条例は、開発会社に対してワンルーム建設に高いハードルを課すことで、家族向けの物件に誘導するのが狙いだ。

区内には東京大学やお茶の水女子大学などがあり、ワンルーム需要は底堅い。なのに、なぜ規制なのか。区の毛利俊光・指導課長は言う。「単身者はマナーが悪いという苦情が多い」

都心部では昨年来、規制強化が目白押し。10区が指導要綱を条例に格上げしたり、条例を厳しくしたりし、条例を持つのは23区中15区になった。大半は、最低面積を従来の18~20平方メートルから25平方メートルに引き上げ 住戸の一定割合を家族向けに 管理人の常駐を義務に などの内容だ。今後も4区が条例の制定や改正を検討している。

規制強化の背景には、首都圏でワンルーム建設が急増したことがある。不動産市場調査の東京カンテイによると、東京、神奈川、千葉、埼玉の4都県で供給された新築ワンルームは、99年の3600戸から06年には7200戸に倍増。多くは建設後に1戸ずつ投資家に販売し、それを賃貸に出すタイプだ。低金利が続く中、比較的高利回りの投資対象として人気を集めた。

一方、大阪、兵庫、京都の3府県では同じ期間に1千戸から1200戸に増えるにとどまった。大阪、名古屋、福岡の各市などにもワンルームの条例や指導要綱はあるが、最低

面積を18平方メートルとするなど規制は緩い。大阪市は今年度、駐輪施設のルール強化などを検討しているものの、要綱を条例化する予定はないという。

都内の多くの区が規制強化の理由に挙げるのがゴミ出し、駐輪、騒音など生活マナーの問題だ。「町内会に入らず、住民登録もせず、昼間は留守の人が多い」(北区)とされる単身者。地域との接点が乏しいことも住民の不安を膨らませる。

新宿区の大型ワンルーム計画の反対運動にかかわる男性は言う。「ゴミをよその置き場に捨てたり、夜中に外で携帯電話で話したり、素性の分からない人が出入りしたりで、前を通るのも気持ちが悪い」。住民アンケートで反対理由のトップに挙がったのは「治安の悪化・入居者のタイプ」(73%)だった。

ワンルーム規制を厳しくすれば、新築の供給が細る一方、既存物件は年々古くなる。単 身者の住まいの選択肢は狭まる。

大手ワンルーム開発会社の幹部は「多少狭くてもいいから、都心の新築に安く住みたい という単身者は多い」と規制を批判する。「ニーズを上回る広い部屋を供給しても、建てる 側や貸す側の収益が落ち、入居者も高い家賃を払わされる」

文京区では、今後建つワンルームの家賃相場が「月額10万円を超す」(地元不動産会社) との見方もある。区内のワンルームに住む東大経済学部4年の手塚俊也さんは「学生で10万円出せる人は少ない。自分の所には管理人がおり、迷惑をかけているつもりはない。 地元で買い物もするのに、邪魔者扱いされるのは気持ち良くない」と話す。

ワンルーム建設を抑える政策を採りながら「迷惑施設論」からは距離を置く自治体もある。

「ゴミを分別しない家族世帯もあり、マナーの問題は単身者に限らない。都市生活一般の問題を単身者だけに責任転嫁できない」というのは豊島区。04年からワンルーム建設に1戸50万円の税金を課しているが、小沢弘一・税務課長は「あくまで単身用に偏った住宅ストックを是正し、世帯構成のバランスを改善するためだ」と説明する。

単身者が増え過ぎると、子育てや街づくり、防災など地域の様々な機能が低下しかねない。単身者には住民登録しない人も多く、税収減で自治体の存続も危ぶまれる との見立てだ。

人口増は街の活力につながるとみる品川区は規制自体に慎重だ。世帯の過半数が単身だが、斎藤信彦・住宅課長は「単身でも一度住めば地域になじむ。将来家庭を持つ時、また品川区を選んでほしい」と期待する。

区は年に20~30回、職員同席で周辺住民と開発会社の協議を開催。ゴミ出しの管理協定を結んだり、トラブル時の連絡先を伝えたりして、建設前に住民の不安を和らげるよう努めている。規制による一律排除ではなく共生を目指す工夫と言える。

「そもそも論」から始めるのは福岡市。「建設前は苦情が多いが、建った後はあまりない」 (幹部)といい、近くワンルームの実態調査に入る。「単身者はマナーが悪い」というイメージが本当かどうか確かめ、今後の街づくりに生かす。「イメージ先行」で規制を強めがちな自治体の参考になりそうだ。